

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	始良市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.aira.lg.jp/gyokaku/kurashi/bangoseido.html

執行機関名 始良市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	始良市営単独住宅条例(平成22年始良市条例第177号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第5項 始良市営単独住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	始良市営単独住宅条例第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること</u> を目的とする。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 単独住宅 <u>市が国の補助を受けないで建設、買取り又は借上げをした住宅並びに譲渡を受けた住宅及びその附帯施設をいう。</u> (2) 共同施設 <u>児童遊園、集会場、駐車場その他入居者の<u>共同の福祉のために必要な施設をいう。</u></u>

⑦独自利用事務の関連規範

始良市営単独住宅条例
始良市営単独住宅条例施行規則(平成22年始良市規則第157号)